

旧広見保育園利活用候補者選定委員会規則をここに公布する。

令和7年9月26日

山鹿市長 早田順一

山鹿市規則第31号

旧広見保育園利活用候補者選定委員会規則

(設置)

第1条 本市に、山鹿市附属機関設置条例（令和2年山鹿市条例第1号）第2条第3項第1号の規定に基づく市長の附属機関として、旧広見保育園利活用候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議し、又は審査する。

(1) 山鹿市立広見保育園の用に供していた土地及び建物（以下「土地等」という。）を譲渡する相手方の候補となる者の選考に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、候補者の選定に関し必要な事項
(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 関係地域の住民

(2) 市の職員

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、附則第2項に規定する日までとする。

2 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議等)

第6条 第2条から前条までに定めるもののほか、委員会については、山鹿市附属機関に関する規則（令和2年山鹿市規則第3号）第5条、第6条及び第10条の規定を適用する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、商工観光部商工政策課において処理する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則は、土地等の所有権が譲渡する相手方に移転した日にその効力を失う。